○厚生労働省令第百三十七号

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）及び石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）の規定に基づき、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十一月三十日

厚生労働大臣　根本　匠

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（保険関係の成立の届出）	（保険関係の成立の届出）
第四条　法第四条の二第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。	**第四条**　法第四条の二第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
一～五　（略）	一～五　（略）
六　土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業（以下「建設の事業」という。）にあつては、当該事業に係る請負金額（消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）を除く。以下同じ。）（第十三条第二項各号に該当する場合には、当該各号に定めるところにより計算した額をいう。第六条第一項第二号、第八条第二号、第三十四条第四号及び第三十五条第一項第二号において同じ。）並びに発注者の氏名又は名称及び住所又は所在地	（新設）
七　立木の伐採の事業にあつては、素材の見込生産量	（新設）
八　事業主が法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を有する場合には、当該事業主の法人番号	
2　法第四条の二第一項の規定による届出は、所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長に提出することによつて行わなければならない。	2　法第四条の二第一項の規定による届出は、保険関係成立届（様式第一号）を所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長に提出することによつて行わなければならない。
（変更事項の届出）	（変更事項の届出）
第五条　（略）	**第五条**　（略）
2　法第四条の二第二項の規定による届出は、前項各号に掲げる事項に変更を生じた日の翌日から起算して十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長に提出することによつて行わなければならない。	2　法第四条の二第二項の届出は、前項各号に掲げる事項に変更を生じた日の翌日から起算して十日以内に、名称、所在地等変更届（様式第二号）を所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長に提出することによつて行わなければならない。
一　労働保険番号	（新設）
二　変更を生じた事項とその変更内容	（新設）
三　変更の理由	（新設）
四　変更年月日	（新設）
（有期事業の一括）	（有期事業の一括）
第六条　法第七条第三号の厚生労働省令で定める規模以下の事業は、次の各号に該当する事業とする。	**第六条**　法第七条第三号の厚生労働省令で定める規模以下の事業は、次の各号に該当する事業とする。
一　（略）	一　（略）
二　立木の伐採の事業にあつては、素材の見込生産量が千立方メートル未満であり、立木の伐採の事業以外の事業にあつては、請負金額が一億八千万円未満であること。	二　立木の伐採の事業にあつては、素材の見込生産量が千立方メートル未満であり、立木の伐採の事業以外の事業にあつては、請負金額（消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）を除く。第十三条、第三十五条第一項第二号及び別表第二において同じ。）（第十三条第二項各号に該当する場合には、当該各号に定めるところにより計算した額をいう。第三十五条第一項第二号において同じ。）が一億八千万円未満であること。